

令和8年8月28日

お客さま 各位

愛知信用金庫

各種預金規定等の改定について

日頃より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた各取組みにもとづき、下記のとおり各種預金規定等を改定いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 改定日

2026年9月1日（火）

2. 改定する規定

- ・当座勘定規定
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ・普通預金規定（無利息型普通預金を含む）
- ・貯蓄預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・通知預金規定
- ・期日指定定期預金規定（あさひ期日指定定期）
- ・自動継続期日指定定期預金規定（あさひ期日指定定期）
- ・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ・自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ・自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- ・自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- ・変動金利定期預金規定
- ・自動継続変動金利定期預金規定
- ・定期積金規定（スーパー積金）

※本規定はすでに該当のお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

3. 改定内容

下記の実施内容にもとづき、別紙の新旧対照表のとおり条項を改定いたします。

- （1） 手形・小切手の最終振出期限の設定
- （2） 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

以上

各種預金規定 新旧対照表

【当座勘定規定（一般用）】新旧対照表

該当頁	新	旧
1	第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （2）～（4）（略）	第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 （2）～（4）（略）
1	第2条～第6条（略）	第2条～第6条（略）
1	第7条（手形、小切手等の支払） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。ただし、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 （2）～（5）（略）	第7条（手形、小切手等の支払） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （2）～（5）（略）
2	第8条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または取扱店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用し、令和8年9月30日までに振り出してください。 （2）取扱店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認して	第8条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または取扱店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （2）取扱店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認して

該当頁	新	旧
	ください。 (3)～(7) (略) 第9条～第16条 (略) 3 第17条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を (削除) 記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 (2) (略) 3 第18条 (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 (2) (略) 第19条～第30条 (略)	(3)～(7) (略) 第9条～第16条 (略) 第17条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を できるかぎり 記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) (略) 第18条 (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) (略) 第19条～第30条 (略)

該当頁	新	旧
7	約束手形用法 ※ 1. ～ 2. (略) 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>(削除)</u> 記入してください。 4. ～ 8. (略) <u>9. (削除)</u>	約束手形用法 1. ～ 2. (略) 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u> 記入してください。 4. ～ 8. (略) <u>9. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u>
9	為替手形用法 ※ 1. ～ 3. (略) 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますので、<u>(削除)</u> 記入してください。 5. ～ 10. (略) <u>11. (削除)</u>	為替手形用法 1. ～ 3. (略) 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますので、<u>できるだけ</u> 記入してください。 5. ～ 10. (略) <u>11. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u>

該当頁	新	旧
11	小切手用法 ※ 1. (略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。(削除) 先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。ただし、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 3. ～8. (略) 9. (削除)	小切手用法 1. (略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお 先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3. ～8. (略) 9. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

※ 約束手形用法、為替手形用法および小切手用法の条項は、従来手形帳・小切手帳に掲載しておりましたが、手形帳・小切手帳の新規発行受付終了に伴い、改定後の各用法は当座勘定規定の一部として掲載します。

【当座勘定規定（専用約束手形口用）】新旧対照表

該当頁	新	旧
1	第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （2）～（4）（略） 第2条～第6条（略）	第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 （2）～（4）（略） 第2条～第6条（略）
1	第7条（手形の支払） （1）この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 （2）～（4）（略）	第7条（手形の支払） （1）この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 （2）～（4）（略）
2	第8条（手形用紙） （1）取扱店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用し、令和8年9月30日までに振り出してください。 （2）～（6）（略） 第9条～第14条（略）	第8条（手形用紙） （1）取扱店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （2）～（6）（略） 第9条～第14条（略）

該当頁	新	旧
3	第15条（振出日、受取人記載もれの手形） （1）手形を振出す場合には、手形要件を（削除）記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 （2）（略） 第16条～第27条（略）	第15条（振出日、受取人記載もれの手形） （1）手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （2）（略） 第16条～第27条（略）
7	約束手形用法 ※ 1. ～2.（略） 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、（削除）記入してください。 4. ～8.（略） 9.（削除）	約束手形用法 1. ～2.（略） 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 4. ～8.（略） 9. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

※ 約束手形用法の条項は、従来手形帳に掲載しておりましたが、手形帳の新規発行受付終了に伴い、改定後の各用法は当座勘定規定（専用約束手形口用）の一部として掲載します。

【普通預金規定（無利息型普通預金を含む）】新旧対照表

該当頁	新	旧
1	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) ～ (5) (略) 3. ～ 17. (略)	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) ～ (5) (略) 3. ～ 17. (略)

【貯蓄預金規定】新旧対照表

該当頁	新	旧
1	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) ～ (5) (略) 3. ～ 18. (略)	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) ～ (5) (略) 3. ～ 18. (略)

【納税準備預金規定】新旧対照表

該当頁	新	旧
1	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) (略) 3. ～ 17. (略)	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) ～ (5) (略) 3. ～ 17. (略)

【通知預金規定】新旧対照表

該当頁	新	旧
1	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (略) 3. ～ 13. (略)	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (略) 3. ～ 13. (略)

【期日指定定期預金規定（あさひ期日指定定期）】新旧対照表

該当頁	新	旧
1	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) (略) 3. ～12. (略)	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (略) 3. ～12. (略)

【自動継続期日指定定期預金規定（あさひ期日指定定期）】新旧対照表

該当頁	新	旧
1	1. ～2. (略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) (略) 4. ～13. (略)	1. ～2. (略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (略) 4. ～13. (略)

【自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）】新旧対照表

該当頁	新	旧
1	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) (略) 3. ～13. (略)	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (略) 3. ～13. (略)

【自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）】新旧対照表

該当頁	新	旧
1	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) (略) 3. ～13. (略)	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (略) 3. ～13. (略)

【自由金利型定期預金規定（大口定期預金）】新旧対照表

該当頁	新	旧
1	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) (略) 3. ～12. (略)	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (略) 3. ～12. (略)

【自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）】新旧対照表

該当頁	新	旧
1	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) (略) 3. ～12. (略)	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (略) 3. ～12. (略)

変動金利定期預金規定新旧対照表

該当頁	新	旧
1	1. ～ 2. (略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) (略) 4. ～ 13. (略)	1. ～ 2. (略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (略) 4. ～ 13. (略)

自動継続変動金利定期預金規定新旧対照表

該当頁	新	旧
1	1. ～ 2. (略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) (略) 4. ～ 13. (略)	1. ～ 2. (略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (略) 4. ～ 13. (略)

定期積金規定新旧対照表

該当頁	新	旧
1	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、令和8年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) (略) 3. ～16. (略)	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 (2) (略) 3. ～16. (略)